

最高裁秘書第913号

令和2年3月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和元年3月8日付け（令和2年3月10日受付，第014771号）で申出があり，同月13日に補正がされました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年9月17日付け総務局第一課長，刑事局第二課長，民事局第二課長，家庭局第二課長事務連絡「被害者特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を秘密記載部分として閲覧等制限の申立てがされた事件の報道機関等に対する期日情報の提供について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成27年9月17日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 大須賀 寛 之

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 福 島 直 之

最高裁判所事務総局民事局第二課長 餘多分 宏 聡

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石 井 芳 明

被害者特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を
秘密記載部分として閲覧等制限の申立てがされた事件の
報道機関等に対する期日情報の提供について（事務連絡）

報道機関及び一般来庁者（以下「報道機関等」という。）に対し、各庁の実情に応じて期日情報の提供が行われていることと思いますが、刑事訴訟事件において、被害者特定事項の秘匿決定がなされ、被害者と被告人に血縁関係がある等の理由から被告人氏名も秘匿の対象となった事件については、被告人氏名が期日情報の一部として報道機関等に提供されることがないように、庁全体として適切な事務処理態勢を確立しておく必要があります。これは、民事訴訟事件及び人事訴訟事件において、当事者名を秘密記載部分として閲覧等制限の申立てがなされた事件の当事者名の取扱いについても同様です。

確立しておくべき態勢は、各庁における期日情報提供の事務フロー等に応じて個別に検討されるべきものですが、例えば、（１）裁判部から総務課等の期日情報の提供を行っている部署へ開廷表等の提供をする際に、①秘匿決定がなされ、

同決定の対象事項に被告人氏名も含まれている刑事訴訟事件については、開廷表等に記載された被告人氏名を確実にマスキングすること、②当事者名の閲覧等制限の申立てがなされている民事訴訟事件及び人事訴訟事件についても当事者名を確実にマスキングすること、(2) 裁判部が総務課等へ開廷表等を提供した後に、秘匿決定がなされて被告人氏名が秘匿の対象となったり、当事者名の閲覧等制限の申立てがなされたりした場合には、裁判部は直ちにその旨を総務課等に連絡すること、(3) (2) の連絡を受けた総務課等においても、手元にある開廷表等をマスキングしたものに差し替えるなど、直ちに適切な対応をとること、(4) 秘匿決定や閲覧等制限の申立てがなされた時点で既に報道機関に期日情報の提供がなされていた場合には、必要に応じて、報道機関に対し報道時の配慮を求めるなどの方策を検討することなどが考えられます。

については、事務局を含む関係部署で十分に協議し、運用を申し合わせるなどして、庁全体として適切な事務処理態勢を確立し、被害者特定事項や当事者名の取扱いに遺漏がないようにしてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。